

令和6年6月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年6月20日(木) 午前9時00分～10時02分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	3 番 吉田 宏明
4 番 原 武信	5 番 山下 祝
6 番 本条 仁史	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路(会長)	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸(会長職務代理)	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

2 番 石井 淑雄	7 番 木下 得代
-----------	-----------

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	12 件	田 畑	9,471 m ² 2,077 m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	2 件	田 畑	414 m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	4 件	田 畑	6,709 m ² 183 m ²
第 4 号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	3,138 m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	27 件	田 畑	44,540 m ² 8,067 m ²
第 8 号議案	「令和 7 年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について	件		
報告第 1 号	合意解約	4 件	田 畑	1,943 m ² 878 m ²

令和6年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より6月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計50件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、石井委員さん、木下委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。また、傍聴人のかたがおられますこともあわせてご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶)

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を12番 山本委員さんと13番 宮本委員さんのお二人にお願いします。

今月の現地調査につきましては、17番 富木田委員さん、18番 三木委員さん、1番 松浦委員さんと私で、昨日19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」14件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに9番・10番につきましては、譲受人の都合によりいったん取り下げの意向がありました。そのため9番・10番を除く、12件のご審議をお願いいたします。

それでは説明に移らせていただきます。

今回の3条申請12件は、すべて所有権移転によるものとなっております。

1番、・・・、面積469㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 59,812.62㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各8台、コンバイン1台、

田植機 2 台、農舎 500 m²

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 3 分

2 番、・・・、面積 45 m²外 2 筆 計 730 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,315 m²

取得後の営農計画 果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1 台

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 2 分

3 番と 4 番は譲受人が同じなため、まとめてご説明いたします。

3 番、・・・、面積 392 m²外 1 筆 計 1,297 m²。【議案読み上げ】

4 番、・・・、面積 905 m²外 1 筆 計 979 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 46,598.29 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 3 台、農舎が 300 m²

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 3 分

5 番、・・・、面積 667 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,546 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各 3 台、農舎が 200 m²

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 3 分

6 番、・・・、面積 1,251 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 29,565 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1 台、耕耘機 5 台、トラック 12 台、農舎が 800 m²

農作業歴 30 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分

7 番、・・・、面積 878 m²外 1 筆 計 889 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 905 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター2台、コンバイン、耕耘機、田植え機が各1台

農作業歴 20年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 徒歩1分圏内

8番、・・・、面積499 m²外4筆 計3,612 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償の譲渡での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 2,421 m²

取得後の営農計画 水稻の自家消費、牧草の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、トラックが各1台、
田植え機が2台、農舎66 m²

農作業歴 40年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 車で10分

11番、・・・、面積16 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 果物の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、トラックが各1台、
田植え機が2台、農舎66 m²

農作業歴 0年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 車で10分

譲受人は農作業歴がありませんが、すでにだいだいの木が植わっておりますし、母親とともに耕作していく予定となっております。通作距離については現在も車で10分ですが、今後申請地近くに居住予定とのことで、通作可能と判断できます。

なお、この譲渡人は他にも複数の土地を所有しており、それらもまとめて譲受人へ譲渡予定です。しかしながら、それらの土地につきましては農地性が見られないため、非農地証明後の譲渡を予定しております。今回、非農地証明願の申請も出ておりますので、詳細は第4号議案1番でご説明いたします。

12番、・・・、面積310 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 12,477 m²

取得後の営農計画 みかんの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機、トラックが各 1 台

農作業歴 10 年、年間の農業従事日数 200 日、通作距離 徒歩 5 分圏内

13 番、・・・、面積 356 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 24,851 m²

取得後の営農計画 みかんの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、田植機、動力噴霧器、トラックが各 1 台、
農舎 132.23 m²

農作業歴 45 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 徒歩 3 分圏内

14 番、・・・、面積 972 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 9,782 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバインが各 3 台、田植機、トラックが各 2 台、
農舎 600 m²

農作業歴 50 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 2 分

本日の案件 12 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」12 件のうち、9 番と 10 番については取り下げとなっております。8 番については三木委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。それでは、8 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

8 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 続いて、1 番から 7 番、11 番から 14 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員 先月まで備考欄に所有権など記載されていたが、今月空欄になっているのは、何か意図があるんですか。

事務局書記 申し訳ありません、記載漏れです。今回はすべて所有権移転となっております。

会長職務代理 申し訳ありません。他に何かありますか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」12 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件についてご説明いたします。
議案の 5 ページからになります。

1 番は第 3 号議案の 2 番に関連しております。

1 番、・・・、面積 314 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無

駐車場及び住宅の一部として利用しているため、今回始末書の提出があります。

転用目的 宅地拡張

申請理由

昭和 58 年頃から宅地拡張用地として利用しており、現在に至っています。今回、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見者から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため枡を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側市道側溝へ放流します。新たな造成はありません。

2 番、・・・、面積 100 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由

申請人はアパートの経営を営んでおります。現在経営しているアパートが満室であり、申請地周辺の地区でアパートの需要があること、毎月安定した家賃収入を長期にわたって得られることから生活資金の確保をするため申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。境界には新設コンクリート擁壁を設置します。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認とし、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、
17 番 富木田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

富木田委員

それでは、第3号議案4番の現地調査報告をさせていただきます。

4 番、・・・、面積 11 ㎡外 8 筆 計 5,970 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲倉庫

申請理由

譲受人は不動産業を営んでおります。物流関係の法人より、大型倉庫の問い合わせを受けることが多く、交通の便の良い場所で倉庫用地が確保できないかと検討していました。申請地は、高速道路の坂出インターチェンジから車で約5分の

ところにあり、県道にも接していることから、土地所有者と交渉したところ同意が得られたため申請に至っております。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま富木田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件についてご説明いたします。

4番につきましては富木田委員さんの説明通りで、少し補足説明いたします。

申請地は、県道から直接出入りができること、高速道路出入口から約2kmのため非常に交通の便が良い立地です。転用事業者は、小規模な貸し倉庫、車庫等はこれまでも手掛けておりますが、今回、複数の物流関係の法人から照会を受けることが多かったため、自身が転用事業者となり分譲倉庫を販売可能と判断し、申請に至っています。

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を新たに設置します。1,000 m²を超えていますので、開発許可の協議も進めております。

1番、・・・、面積334 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

譲受人は現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住宅建築を計画しました。申請地は、実家からも近くて今後の子育てや両親の世話等も便利であるため検討したところ、土地所有者と話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、市道の北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。

2 番は 2 号議案 1 番に関連しています。

2 番、・・・、面積 238 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、市外のアパートに居住していますが、今後の両親の世話等将来のことを考えた結果、実家の近くで住もうと考えました。申請地は、実家の隣であり父が所有する土地のため、話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側市道側溝へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界には、コンクリート擁壁を新たに設置します。

3 番、・・・、面積 350 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、申請地隣りの実家で父と同居しております。子供の成長に伴い住宅建築を検討したところ、申請地は、父が所有する土地のため、話がまとまり申請にいたしました。一方、申請地は、現在の所有者、転用申請者からするとお父さんですが、平成元年に住宅を建てるため 5 条許可を受けています。しかし、建築は至らず、その間に相続も発生しているため、今回新規の転用申請となりました。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他

排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、西側市道側溝へ放流します。造成計画は、以前の転用許可により造成および隣接農地との境界に、コンクリート擁壁を設置済です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番、2番とも現地調査を実施しておりますので、18番 三木委員さん、1番 松浦委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」のうち1番について、私の方からご説明いたします。

1番、・・・、面積297㎡外9筆 計2,563㎡。【議案読み上げ】

申請理由

平成4年ごろから山林化しており、農地復元をすることも困難なためです。

昨日の現地調査の結果、申請地は山林化しており大型重機等の侵入する道もないため、農地として再生することは困難と予想されます。以上です。

松浦委員

続いて、2番の方をご報告させていただきます。

2番、・・・、面積575㎡。【議案読み上げ】

申請理由

森林化しているということで申請が出ておりますが、昨日、現地調査を行ったところ、再生利用が困難な農地とは言えない状況でした。低い雑木や雑草はありましたが、人の背丈程度であり除去可能と判断できるため、再生利用が可能な農地であり、非農地証明発行は不適當であると思われます。以上です。

ありがとうございました。

会長職務代理

ただいま三木委員さん、松浦委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明があればお願いします。

事務局書記

それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

第4号議案「非農地証明願」2件については三木委員さん、松浦委員さんのご説明通りとなります。

まず、1番の申請について補足説明をいたします。

申請に至った経緯ですが、第 1 号議案の 3 条申請でも少し触れましたが、申請者は申請地付近で農地のほかに宅地を所有しており、この度買い手が見つかりました。買い手は、宅地部分だけではなく農地部分に関しても引き取っても良いという意向でしたが、山林化しているため農地のままだと所有権移転ができないということだったので、今回非農地証明を行うことによって地目変更をし、所有権移転をすることによっておえります。

続いて、2 番の申請についての補足説明です。

周辺には住宅があり、荒廃はしておりますが山林化しているとまでは言えず、非農地証明は不適当であると思われます。

以上のことから、1 番については農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められる場合」に該当するため問題ないと判断しております。2 番については、「再生利用が困難な農地」には該当しないと思われるので非農地証明できないものと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局と三木委員さん、松浦委員さんから説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員 2 番の方は、重機などは入れるんですか。

会長職務代理 全然余裕で入れます。道にすぐ接していますので。

本条委員 では、なぜ申請したんですか。

会長職務代理 遠くに離れて住んでいる…

本条委員 管理できないから非農地証明、そういうことですか。

事務局書記 申請者は他市に住んでいるんですけども、こちらに来られたのがここ 1 年以内でして、それまで県外の方にお住まいでした。聞き取りを行ったところ、申請地には一度も行ったことはないということだったので、状況はグーグルマップ等で航空写真を確認して、これは荒れているだろうぐらいの気持ちだったようで、それで申請を行ったような経緯になっております。

会長職務代理 地元の人であれば全然大丈夫というような感想でも、ほかに住んでいると木が生えていたらもうダメだなってという感覚になるのかなと。それで安易に申請したのではないかなと。

宮本委員 (申請を) 受ける前にまず確認はしないんですか。

会長職務代理 受けて確認に行って、いいか悪いか審査…

事務局書記 申請前に要件を満たすかどうか軽く…書類審査ですとか航空写真での確認は行います。航空写真を見た際には木が生えているような状態に見えておりましたので、とりあえず可能だろうというところで申請を出してもらいまして、申請を 5 日に締め切った後に事務局で現地調査を行いまして、昨日 19 日には委員さんと一緒に現地調査をして、その際の判断としてこれは再生利用困難な農地ではないという風になりましたので、不適當であるということでご説明しております。

会長職務代理 宮本さん、現地はどこかわからないですね。後ほど…

宮本委員 いやいや。受ける前にある程度先にこれは無理ですよと判断した方が、相手方にとってもよいのではないかと、一つ聞いてください。

会長職務代理 やっぱ詳しく説明するには、ゆっくり現地をみてということがどうしても必要になるので。

宮本委員 いや、このケースが初めてだったもので。

本条委員 でも、これ不適當としても所有者の方に、農業そのものをご存じないと思うのだけど、管理の仕方。これ放置されたら本当に山林化してしまって、林田でもそうだが水田地帯でも何十年も放置されて太くなってしまって、畑にするにも難しい、重機も入らないようなところで除根作業もできないといった状況が出てくる。初めての方だったら管理の仕方とか、だれかに引き取ってもらうとか、そういうアドバイスをしてあげてもいいのかなと思います。

会長職務代理 例えば、シルバー人材センターにお願いするなど助言をしてみたいと思います。

三木委員 非農地証明の申請理由は、今後も全部再生利用が困難な農地としていかれるんですか。例えば山林化しているとか。

事務局書記 そうですね、今後もその予定で考えてはおります。
再生利用が困難な農地というのを申請理由として取り扱うことになります。

会長職務代理 現地を見た限りでは、両隣、前もそうですけど家が建って、周りの道もだいたい整備されているので、端的な意見ではもったいなさすぎる。ああいう状況で申請するのは、我々からすると納得できないというか、おかしいなという気もしました。昨日見ても 10 年くらいは経っているかな、びっくりするほどの太さではない。重機を入れれば難しい状況ではない。

事務局長補佐 追加で説明させていただきます。非農地ですが、今回は再生困難という状況であり
ますが復元不可能というような状況、場合には再生困難な農地として認められること
ができます。また、農業用施設 200 ㎡以下の場合も非農地証明の発行が可能となつて
おります。そういう状況です。

会長職務代理 今後、そういう方向で申請が出る可能性はあります。
他にありませんか。

(委員による審議)
各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」
1 番につきましては、原案どおりこれを受理することとします。
2 番につきましては、本議案は否決として、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が 11 件、更新が 8 件、再設定が 8 件で、その
うち農地機構を通じた貸借が 23 件となっております。
以上、農用地利用集積計画書 27 件はいずれも、農地をすべて効率的に利用して
いると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営
基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27
件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)
各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件につ
きまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が 1 件出ております。

第 8 号議案、「令和 7 年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」を議題に供
します。事務局の説明を求めます。

それでは第 8 号議案のご説明をさせていただきます。

農業委員、それから推進委員あわせて 24 件の意見書の提出がございました。そのうち類似したご意見等もございましたので、事務局でまとめて 17 件、16 ページから 17 ページに記載しております。こちらの案件でございますが、すべてを読み上げるわけではございませんが、要約して説明させていただきます。

1 企業農業者・農園と地元農業者との間で、作業車両のトラブルがあった。収穫後の草がそのままになっているなど、企業農業者・農園への行政指導をお願いしたい。

2 コメ価格が安く採算性も少ないので稲作をやめる農家が増えてきている。また、住宅地付近での堆肥・肥料の散布により発生する悪臭や粉塵、トラクター作業による騒音や作業後の道路の汚れが苦情の発生となるなど作業が大変やりにくい現状が発生している。

3 土地の相続ができていない、所有者不明の土地等があり、近所での聞き取りや土地改良事務所・法務局で調べるが多くなってきた。

4 管理不足により耕作放棄地化が見うけられる。土地所有者の事情もあるが、立地条件の良い農地が分譲住宅になるなど残念な思いがある。

5 専業農家や認定農家でも高齢化しており委託耕作が困難になってきている。兼業農家の生活基盤は他の産業に依存しており退職等で農業を再開するにも農機具等初期投資が高額で、投資額を回収するのもしできない現状。農地相続人が遠隔地で耕作放棄地も増えている。また、所有者不明の農地や長期耕作放棄地は所有権を制限し、国土の管理ができない者は所有権を行使できなくなる等の憲法改正を伴う大胆な政策の転換を望む。

6 田植えをしない農家が増えており、水田作付け農家への所得保護が求められる。水田農家イコール地域コミュニティーなので地域活性化は水田のコメ作りにある。国税を充てるなどコメ価格の保護が必要。国策を講じないと水田農家の疲弊は止まらない。農協も合併し大規模化したが、「営農」「経済」部門のを縮小しており、金融部門に特化するようになった。公共性の高い組織でもあることから農業振興を強力に推進する役目がある。縮小部門を強化するよう行政からも働きかけてほしい。

7 自主管理ができなくなり農地機構等を利用したいが、税金以外の賦課金や水利費等負担してもらいたい。収穫後の農地についても、放置期間が長い場合には雑草も伸び近隣からの苦情も聞こえてくることから、早めの栽培計画と雑草管理も願いたい。

8 法定相続人がいない又は相続放棄による連絡先不明農地が発生している。

9 農地所有者がなくなった関係で細分化され連絡・通知が難しくなっており、地域

世話人が困っている。相続人の連絡先等個人情報の観点からも行政からの情報提供は難しいが何とかならないか。

10 移住して農業をやっ払いこうとして年齢制限の関係で補助金をもらえないことがあり、条件面で緩やかにならないものか。

11 生産原価高騰による価格を農産物に転嫁できない。農産物価格の底上げが必要。

12 基盤整備が絶対必要である。農地が狭くて道幅も細く大型農機も入っていけない。この状況では耕作放棄地も増え水はけも悪く、結果湿田となってしまった。その他の整備として水路の改修で耕作可能な農地に戻す。

13 兼業農家への補助事業等創設しているとのあるが詳しい内容がわからない。知らない人も多いのではないか。定期的にこれら補助内容資料を配布し啓蒙活動を積極的に進めることも必要ではないか。

14 次世代の若者も、親の助け程度で農繁期に手伝うものの、親が農作業をできなくなった、農機具が壊れたらたら農業をやめるという声があった。隣接した水田の畦の草刈りをなかなかしてくれない等、大規模農園との水田の管理トラブルもある。小規模就農者への農機具補助金対策にも充当してほしい。

15 香川県農地機構より地主に送付される「賃借農地一覧」表に連絡先欄を追加してもらいたい。

16 農地での草管理をしっかり行ってほしい。農作物によっては全てを収穫せず残った野菜をカラスが集団でやってきて、ビニールハウスと止まる。で、そのビニールハウスをカラスが足の爪で破ることから、鳥獣対策を願いたい。被害にあったビニールハウスの補償はないものか。また、農園以外にも地元で大規模に営農をしているかたもおられるので、そのかたへの換地等を優先を考えてもらいたい。

17 野菜作りの灌水に苦勞している。米の作付も減っており水路への水供給を稲作中心から1年中使える野菜栽培にも適した水供給を願いたい。

これら寄せられた意見でございますが、このあと県農業会議に提出いたします。また、県農業会議におきましては県内の各市町の委員のみなさまからの意見をさらにまとめたうえで県知事への提出の予定となっております。また、この意見書につきましては毎年実施されておりますが、昨年同じ時期に意見書を提出いただきました件につきまして、回答がだいたい1年かかってきてまいります。なので、委員のみなさまにつきまして、昨年の回答にはなりますが、7月3日予定の総会時に、農業委員ならびに推進委員のみなさまに回答書をお配りする予定となっております。

8号議案については以上となります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「令和7年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

本条委員

意見出ないですけど、勝手なことを書かせていただいている中で、よくまとめたいただいたなという感想です。読ませていただいて、アンケートだから地域の課題を全部ぶつけたんですけど、うまくまとめていただいてありがとうございました。

(委員による意見・質問)

会長職務代理

それでは第8号議案「令和7年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 667 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消、第1号議案5番関連

2番、・・・、面積 878 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案第7番関

3番、・・・、面積 304 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積 972 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案14番関連

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件について、なにかご質問はありませんか。

 ここで少しだけ、みなさんへ説明をお願いしたいんですけども、賃借権と使用賃借権の違いを説明してくれませんか。

事務局書記 賃借権というのが賃料が発生している場合で、使用賃借権というのが無償で貸し借りしているものになります。

 (委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件を受理し、処理してまいります。

 その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

 (事務局からの連絡事項等)

 それでは、これをもちまして 6 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10 時 02 分終了